

NURO 光 でんわ契約約款特約

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）は、NURO 光 でんわ契約約款の特約として、NURO 光 でんわ契約約款特約を以下のとおり定めます。NURO 光 でんわには、NURO サービス会員規約と NURO 光でんわ契約約款に加え、本特約が適用されます。

第1条（適用関係）

1. 本特約の定めが、NURO サービス会員規約および NURO 光でんわ契約約款の定めと異なる場合、本特約の定めを優先するものとします。
2. 本特約で特に定義されていない用語は、NURO サービス会員規約および NURO 光でんわ契約約款に定める語句の定義と同様とします。

第2条（債権譲渡）

弊社は、NURO 光 でんわ契約者に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することができるものとし、NURO 光 でんわ契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（本特約の変更）

弊社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本特約を変更することができるものとします。

付則

この特約は 2022 年 2 月 28 日から実施します。